

令和3年度

子育て世帯への臨時特別給付金

このたび、国では新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しその影響がさまざまな人々に及ぶなか、子どもたちを力強く支援し未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時・特別の一時金を支給することとしました。

にかほ市では、お子さん1人あたり10万円の支給を実施していて、対象者に令和3年12月17日付けで案内を発送しています。

対象者と受給方法

- ① 令和3年9月分の児童手当受給対象者（中学生以下のお子さんを持つ保護者）
※特例給付対象者（所得制限限度額を超えている方）は、今回の給付の対象にはなりません。

受給方法※申請は必要ありません。

児童手当を振り込みしている口座に、**令和3年12月27日に振り込み**していますので確認ください。

※世帯に高校生相当のお子さんがある場合は、そのお子さんの分も一緒に振り込みしています。

- ② 令和3年9月30日時点で高校生相当（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）のお子さんを持つ保護者で、所得が所得制限限度額未満の方

受給方法※申請が必要です。

このうち、末子が高校生相当のお子さんを持つ保護者には、申請書（請求書）を発送しています。「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（請求書）」を提出してください。

- ③ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれたお子さんを持つ手当の支給対象者

受給方法※申請が必要です。

出生届の際に、申請書（請求書）提出の案内をさせていただきますので提出ください。12月の支給決定以前に届け出を済ませた方には、申請書（請求書）を発送していますので、最寄りの市役所窓口に出してください。

- ・公務員の方は、にかほ市から発送される申請書（請求書）に、所属庁から「公務員児童手当受給状況証明書」に証明をもらって提出してください。
- ・単身赴任や進学などでお子さんと現住所が違う方で、末子が高校生相当のお子さんを持つ保護者の方には案内通知が届かない場合があります。申請の方法等について、子育て支援課まで問い合わせください。

問合せ先

〒018-0492 にかほ市平沢字鳥ノ子淵21番地 にかほ市役所仁賀保庁舎

市民福祉部 子育て支援課 ☎ 32-3040 ✉ sukusukusienka@city.nikaho.lg.jp